

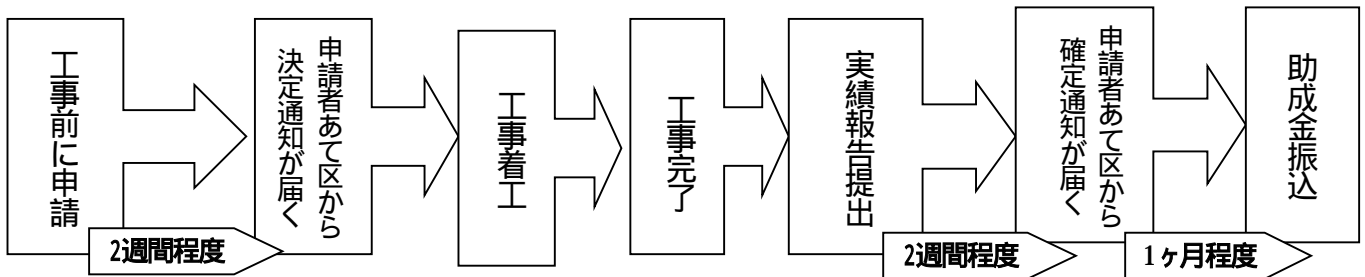


申請受付期間

令和4年4月1日(金)～令和5年2月15日(水)

対象工事の着手は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。
 (交付決定までは、申請書類が不備なく提出をされてから、2週間ほどかかります)
 予算額に達した場合は、申請受付を終了しますので、ご了承ください。
 申請書類は、環境課あてに郵送または持参ください。

環境課 環境推進係 住所 〒116-0002 荒川1-53-20 あらかわエコセンター2階
 電話 3802-3111 (内線482・483)



助成対象者

- ・荒川区に住所を有する方(実績報告提出までに荒川区に住所を有する予定の方を含む)
- ・荒川区に事業所を有する方
- ・荒川区に集合住宅を所有する方
- ・荒川区内集合住宅の管理組合

助成条件

- ・特別区民税・都民税及び国民健康保険料を滞納していないこと。
- ・設置する住宅の販売・譲渡を目的としていないこと。
- ・この制度に基づく同一項目の助成を過去に受けていないこと。
- ・設置する機器は未使用であること。またリースでないこと。
- ・助成対象の項目に対し、区から他の助成金等を受けていないこと。
- ・交付決定後、令和5年3月15日(水)までに、実績報告書を提出できること。

【荒川区ホームページ】



ご注意いただきたいこと

- ・区内業者と契約し施工する場合は、助成上限額が増額になります。
 区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が荒川区内である業者になります。
- ・申請から報告まで同一の印鑑を使用してください。
 なお、管理組合は理事長印を使用してください。
- ・対象経費は、対象設備及びその導入工事に係る費用とし、消費税は除きます。
- ・申請後に内容等の変更があったときは、事前に変更届の提出が必要な場合がありますので、必ずご相談ください。変更届の提出がない場合は、助成を受けられないことがあります。
- ・実績報告で提出する施工後写真は、提出した施工前写真と同じ場所、角度で撮影ください。
- ・申請に必要な書類以外で、審査上必要な書類の提出を、別途お願いすることがあります。
- ・令和5年3月15日(水)までに、実績報告書の提出がない場合や、提出書類の不備が補正されない場合は、助成金の交付ができなくなりますので、くれぐれもご注意ください。

1 太陽光発電システム

- ・ 建築物の屋根等に設置し、電力会社との電力受給契約を締結できること。
- ・ 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」を受けている書類または同等以上の性能、品質（外国語の場合は要和訳）が確認できる資料が必要です。
- ・ 発電した電力を**全量売電するものは、対象外**です。
- ・ 報告時には、電力会社との電力受給契約の状況が確認できる書類の写しが必要です。

【助成金額】（千円未満切り捨て）

太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワット当たり5万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（キロワット単位、小数点第3位を四捨五入）を掛けた額

助成対象者	区内に住所を有する又は有する予定の方、区内事業所を有する方、区内集合住宅を所有する方、管理組合	
種類	規模・基準	金額（限度額）
太陽光発電システム機器	(財)電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」を受けているか同等以上のもの。	荒川区内業者と契約・施工 30万円
	太陽電池モジュールは、最大出力（キロワット単位）が明示されているもの。	荒川区外業者と契約・施工 25万円
助成対象経費	本体費用、施工費用等	
申請書類		
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） 2 見積書、内訳書の写し 工事内容、モジュール出力数、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 3 写真（モジュール・パワコン設置予定場所の施工前写真） 撮影日を記載 新築の場合は不要（実績報告時の施工後の写真は必要）です。 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。（施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影） モジュールは配置と枚数、パワコンは全形及び型式銘板を、それぞれ確認できる写真が必要です。 4 設置に関する図面 屋根面に設置するモジュールの平面図（配置・枚数が分かるもの） パワコン設置予定場所の平面図（機器の設置状況が分かるもの） 5 モジュールの全形、型式、認証及び最大発電能力が明示されている資料（カタログ等） 【建物を新築する方のみ】 6 建築工事請負契約書(建築住所、注文者及び請負者の住所・氏名が明記、押印された部分)のコピー 	
個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度特別区民税・都民税納税証明書（非課税の場合は非課税証明書） 2 保険証の写し 	
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書（法人事業者...法人都民税、個人事業者...特別区民税・都民税） 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税（建物）納税通知書のコピー （事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等） 【個人事業者のみ】 3 保険証の写し 	
管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書 	

荒川区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先...荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

2 家庭用燃料電池装置(エネファーム)

一般社団法人燃料電池普及促進協会が補助対象機器として認定した定置用燃料電池装置または、それと同等以上であると区長が認めた定置用燃料電池装置であるもの。

【助成金額】(千円未満切り捨て)

施工費用の5分の1の額

助成対象者	区内に住所を有する又は有する予定の方、区内事業所を有する方、区内集合住宅を所有する方、管理組合	
種類	規模・基準	金額(限度額)
家庭用燃料電池装置 (エネファーム)設置	(一社)燃料電池普及促進協会が補助対象機器として認定した定置用燃料電池装置または、それと同等以上であると区長が認めた定置用燃料電池装置であるもの。	荒川区内業者と契約・施工 15万円
		荒川区外業者と契約・施工 10万円
助成対象経費	本体費用、施工費用等	
申請書類		
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書(第1号様式) 2 見積書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 3 写真(設置予定場所の施工前写真) 撮影日を記載 新築の場合は不要(実績報告時の施工後の写真は必要)です。 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。(施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影) エネファームの全形及び型式銘板を確認できる写真が必要です。 4 設置に関する図面 機器の設置状況がわかる平面図 5 エネファームの全形、型式、性能等が明示されている資料(カタログ等) 【建物を新築する方のみ】 6 建築工事請負契約書(建築住所、注文者及び請負者の住所・氏名が明記、押印された部分)のコピー 	
個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度特別区民税・都民税納税証明書(非課税の場合は非課税証明書) 2 保険証の写し 	
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書(法人事業者...法人都民税、個人事業者...特別区民税・都民税) 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税(建物)納税通知書のコピー (事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等) 【個人事業者のみ】 3 保険証の写し 	
管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書 	

荒川区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先...荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

3 家庭用蓄電システム...電気自動車・住宅間相互電力供給装置(以下V2Hシステム)も対象

- 蓄電池、インバータ及び充電器により構成されるシステムであること。
- リチウムイオン蓄電池は、国が実施するネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化住宅における低炭素化促進事業における対象機器とし(一社)環境共創イニシアチブが指定したものであること。
- Vehicle to Home システム(V2Hシステム)は、(一社)次世代自動車振興センターが認定した充電器のうち、電気自動車に蓄電している電力を住宅用電源として利用できるものであること。
- V2Hシステムの設置場所が、電気自動車の使用の住所と同一であること。

【助成金額】(千円未満切り捨て)

リチウムイオン蓄電池は、1キロワットアワー当たり1万円に、蓄電池の容量(キロワットアワー単位、小数点第3位を四捨五入)を掛けた額

V2Hシステムは、1キロワットアワー当たり1万円に、電気自動車車載の蓄電池の容量を掛けた額

助成対象者	区内に住所を有する又は有する予定の方、区内事業所を有する方、区内集合住宅を所有する方、管理組合	
種類	規模・基準	金額(限度額)
家庭用蓄電システム	蓄電池は容量(キロワットアワー単位)が明示されているもの。	荒川区内業者と契約・施工 15万円
		荒川区外業者と契約・施工 10万円
助成対象経費	本体費用、施工費用等	

申請書類

共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書(第1号様式) 2 見積書、内訳書の写し 工事内容、蓄電池容量、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 3 写真(設置予定場所の施工前写真) 撮影日を記載 新築の場合は不要(実績報告時の施工後の写真は必要)です。 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。(施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影) 蓄電池の全形及び型式銘銀を確認できる写真が必要です。 4 設置に関する図面 機器の設置状況がわかる平面図 5 蓄電システムの全形、型式及び蓄電池の容量等が明示されている資料(カタログ等) V2Hの場合、全形、型式及び電気自動車の蓄電池の容量が明示されている資料(カタログ等) 【建物を新築する方のみ】 6 建築工事請負契約書(建築住所、注文者及び請負者の住所・氏名が明記、押印された部分)のコピー
個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度特別区民税・都民税納税証明書(非課税の場合は非課税証明書) 2 保険証の写し
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書(法人事業者...法人都民税、個人事業者...特別区民税・都民税) 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税(建物)納税通知書のコピー (事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等) 【個人事業者のみ】 3 保険証の写し
管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書

荒川区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先...荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

4 高断熱窓への改修

扉や壁等で室外と遮断されている**室単位で、室内全ての既存窓**(換気小窓、0.1平方メートル以下の窓を除く)の断熱改修をするもの。**新設は対象外**。

- (1) 内窓設置(既存窓の内側に新たに窓を設置)
- (2) 外窓交換(既存窓を取り除き、新たに窓を設置)
- (3) ガラス交換(既存窓に入ったガラスを交換)

【助成金額】(千円未満切り捨て)

施工費用の5分の1の額

助成対象者	区内に住所を有する又は有する予定の方、区内事業所を有する方、区内集合住宅を所有する方、管理組合	
種類	規模・基準	金額(限度額)
高断熱窓への改修	既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修する工事で、改修後の窓が「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号)」に規定する断熱性能に適合するよう行うもの(使用する窓の熱貫流率 $4.65\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下)	荒川区内業者と契約・施工 15万円
		荒川区外業者と契約・施工 10万円
助成対象経費	本体費用、施工費用等	
申請書類		
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書(第1号様式) 2 見積書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 3 写真(すべての窓の施工前写真) 撮影日を記載 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。(施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影)窓が暗いと認識できないため、明るい中で撮ってください。 4 設置に関する図面 改修する窓のある室の平面図(どの窓を改修するか明示されたもの) 5 窓の全形、型式、寸法、断熱性能(規定の熱貫流率)に適合していることが分かる資料(カタログ等) 	
個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度特別区民税・都民税納税証明書(非課税の場合は非課税証明書) 2 保険証の写し 	
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書(法人事業者...法人都民税、個人事業者...特別区民税・都民税) 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税(建物)納税通知書のコピー (事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等) 【個人事業者のみ】 3 保険証の写し 	
管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書 	

集合住宅の室内に施工する場合は**内窓設置のみが対象**です。規約等で一定の制限をしている場合があるため必ず申請前に**管理組合等に内窓設置工事について相談し承諾を受ける**ようにしてください。

荒川区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先...荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

5 節水トイレへの改修

既存の便器を1回の洗浄水量が6.5リットルを超えない便器に改修するもの。**新設は対象外。**

【助成金額】（千円未満切り捨て）

施工費用の2分の1の額

助成対象者	区内に住所を有する又は有する予定の方、区内事業所を有する方、区内集合住宅を所有する方、管理組合	
種類	規模・基準	金額（限度額）
節水トイレへの改修	1回の洗浄水量が6.5リットルを超えない便器またはそれと同等以上であると区長が認めた便器であること	荒川区内業者と契約・施工 5万円
		荒川区外業者と契約・施工 3万円
助成対象経費	本体費用、施工費用等	
申請書類		
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） 2 見積書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 3 写真（設置予定場所の施工前写真） 撮影日を記載 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。（施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影） 4 設置に関する図面 改修する便器の設置状況がわかる平面図 5 便器の全形、型式、寸法、性能（規定の洗浄水量）に適合していることが分かる資料（カタログ等） 	
個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度特別区民税・都民税納税証明書（非課税の場合は非課税証明書） 2 保険証の写し 	
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書（法人事業者...法人都民税、個人事業者...特別区民税・都民税） 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税（建物）納税通知書のコピー （事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等） <p>【個人事業者のみ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 保険証の写し 	
管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書 	

「介護保険制度の住宅改修」または「荒川区高齢者住宅改修給付事業」を申請する場合には、本項目への申請はできませんので、ご注意ください。

荒川区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先...荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

6 宅配ボックス

一般財団法人ベターリビングが定める認定マーク「BL マーク証紙」が表示された宅配ボックスで、かつ、移設ができないように固定されたもの。

【助成金額】（千円未満切り捨て）

施工費用の2分の1の額

助成対象者	区内に住所を有する又は有する予定の方、区内事業所を有する方、区内集合住宅を所有する方、管理組合		
種類	規模・基準	住宅・事業所に施工する場合 金額（限度額）	集合住宅共有部分に施工する場合 金額（限度額）
宅配ボックス設置	(一財)ベターリビングが定める認定マーク「BL マーク証紙」が表示された宅配ボックスであり、かつ、移設ができないように固定されたもの	荒川区内業者と契約・施工 5万円	荒川区内業者と契約・施工 10万円
		荒川区外業者と契約・施工 3万円	荒川区外業者と契約・施工 8万円
助成対象経費	本体費用、施工費用等		
申請書類			
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） 2 見積書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 3 写真（設置予定場所の施工前写真） 撮影日を記載 新築の場合は不要（実績報告時の施工後の写真は必要）です。 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。（施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影） 宅配ボックスの全形及びBL マーク証紙を撮影してください。 4 設置に関する図面 宅配ボックスの設置状況がわかる平面図 5 宅配ボックスの全形、型式、寸法、性能等がわかるもの（カタログ等） 【建物を新築する方のみ】 6 建築工事請負契約書(建築住所、注文者及び請負者の住所・氏名が明記、押印された部分)のコピー 		
個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度特別区民税・都民税納税証明書（非課税の場合は非課税証明書） 2 保険証の写し 		
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書（法人事業者...法人都民税、個人事業者...特別区民税・都民税） 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税（建物）納税通知書のコピー （事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等） 【個人事業者のみ】 3 保険証の写し 		
管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書 		

荒川区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先...荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

7 屋上・壁面緑化

住宅等の屋根部分又は外壁部分に草花・樹木等を植栽するもの。(最小施工面積2㎡)

【助成金額】(千円未満切り捨て)

施工費用の3分の1の額

助成対象者	区内に住所を有する又は有する予定の方、区内事業所を有する方、区内集合住宅を所有する方、管理組合	
種類	規模・基準	金額(限度額)
屋上・壁面緑化	緑化面積が2㎡以上あり、補助具等で固定され、移動や取り外しができない構造であること	荒川区内業者と契約・施工 35万円 (屋上、壁面を併せて契約・施工の場合は45万円)
		荒川区外業者と契約・施工 30万円 (屋上、壁面を併せて契約・施工の場合は40万円)
助成対象経費	本体費用、施工費用等	
申請書類		
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書(第1号様式) 2 見積書、内訳書の写し 工事内容、施工面積、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 3 写真(設置予定場所の施工前写真) 撮影日を記載 新築の場合は不要(実績報告時の施工後の写真は必要)です。 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。(施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影) 4 設置に関する図面 施工状況がわかる平面図(植栽一覧、面積が明示されたもの) 壁面緑化は、立面図も必要です。 5 緑化面積の計算書 【建物を新築する方のみ】 6 建築工事請負契約書(建築住所、注文者及び請負者の住所・氏名が明記、押印された部分)のコピー 	
個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度特別区民税・都民税納税証明書(非課税の場合は非課税証明書) 2 保険証の写し 	
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書(法人事業者...法人都民税、個人事業者...特別区民税・都民税) 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税(建物)納税通知書のコピー (事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等) 【個人事業者のみ】 3 保険証の写し 	
管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書 	

荒川区みどりの保護育成条例に規定する緑化計画の認定を必要とする緑化工事を申請する場合には、本項目への申請はできませんので、ご注意ください。

荒川区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先...荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

8 雨水貯水槽

貯水タンクの容量が100リットル以上であり、屋根面等からの雨水を集めるもの。

【助成金額】（千円未満切り捨て）

施工費用の2分の1の額

助成対象者	区内に住所を有する又は有する予定の方、区内事業所を有する方、区内集合住宅を所有する方、管理組合	
種類	規模・基準	金額（限度額）
雨水貯水槽設置	貯水タンク容量が100リットル以上あり、屋根面等からの雨水を集めるもので、貯水槽の移動取り外しができない構造であること	荒川区内業者と契約・施工 5万円
		区外業者と契約・施工 3万円
助成対象経費	本体費用、施工費用等	
申請書類		
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） 2 見積書、内訳書の写し 工事内容、貯水槽の容量、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 3 写真（設置予定場所の施工前写真） 撮影日を記載 新築の場合は不要（実績報告時の施工後の写真は必要）です。 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。（施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影） 4 設置に関する図面 施工状況がわかる平面・立面図等で、貯水槽の配置、集水する樋等との接続が分かるもの 5 貯水槽の全形、型式、容量等がわかるもの（カタログ等） 【建物を新築する方のみ】 6 建築工事請負契約書（建築住所、注文者及び請負者の住所・氏名が明記、押印された部分）のコピー 	
個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度特別区民税・都民税納税証明書（非課税の場合は非課税証明書） 2 保険証の写し 	
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書（法人事業者...法人都民税、個人事業者...特別区民税・都民税） 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税（建物）納税通知書のコピー （事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等） 【個人事業者のみ】 3 保険証の写し 	
管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書 	

荒川区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先...荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

9 事業所向け省エネ診断に基づき導入する省エネ設備

申請前に、東京都地球温暖化防止活動センター又は(一財)省エネルギーセンターによる事業所の省エネ診断を受け、その結果に基づき導入するもの。荒川区内の事業所が対象。

【助成金額】(千円未満切り捨て)施工費用の2分の1の額

助成対象者	区内事業所を有する方	
種類	規模・基準	金額(限度額)
省エネルギー設備	東京都地球温暖化防止活動センター又は(財)省エネルギーセンターによる診断に基づき導入するもの 診断の問い合わせ先 東京都地球温暖化防止活動センター(クールネット東京) 電話:03-5990-5087 http://www.tokyo-co2down.jp/ (一財)省エネルギーセンター 電話:03-5439-9732 http://www.eccj.or.jp	荒川区内業者と契約・施工 35万円
		区外業者と契約・施工 30万円
助成対象経費	本体費用、施工費用等	
申請書類		
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書(第1号様式) 2 東京都地球温暖化防止活動センター又は(一財)省エネルギーセンターによる診断に基づき導入する省エネルギー設備であることの証明(省エネ診断書のコピー等) 申請日前3年以内に作成されたもの。 3 見積書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 4 写真(すべての設置予定箇所の施工前写真) 撮影日を記載 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。(施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影) 5 設置に関する図面 設置機器、設置場所、箇所数等が確認できる平面図 6 導入する機器の全形、型式、性能等がわかるもの(カタログ等) 	
事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書(法人事業者...法人都民税、個人事業者...特別区民税・都民税) 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税(建物)納税通知書のコピー (事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等) 【個人事業者のみ】 3 保険証の写し 	

LED照明交換などで品数が多くなる場合には、各品名(見積書)にアルファベット等を記入し、その写真と設置予定場所(図面)にも同じアルファベット等を記入ください。品名(見積書)、写真、設置予定場所(図面)の3点で同一の文字等による照合ができるようにしてください。手書き可。

導入する省エネ設備がLED照明の場合、次のいずれかの要件が必要です。

ア LED以外の既設照明器具全体が、LED照明器具に置き換えられたものであること。

イ LED以外の既設の照明のうちランプのみLEDランプへ交換する場合には、安全確認報告書(第5号様式の2)により、その安全性が確認できるものであること。

荒川区内業者とは、見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先...荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

10 荒川区集合住宅向け省エネ診断に基づき導入する省エネ設備

申請前に、荒川区集合住宅向け省エネルギー診断を受け、その結果に基づき共用部に導入するもの。

【助成金額】（千円未満切り捨て）

施工費用の2分の1の額

助成対象者	区内集合住宅を所有する方、区内集合住宅の管理組合	
種類	規模・基準	金額（限度額）
省エネルギー設備	荒川区集合住宅向け省エネ診断に基づき導入するもの	荒川区業者と契約・施工 35万円
		区外業者と契約・施工 30万円
助成対象経費	本体費用、施工費用等	
申請書類		
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） 2 荒川区マンション省エネ提案書の写し（荒川区集合住宅向け省エネ診断を受けた際に報告されたもの） 申請日前3年以内に作成されたもの。 3 見積書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの。 4 写真（すべての設置予定箇所の施工前写真） 撮影日を記載 実績報告の際に、施工後の写真が必要です。（施工前写真と同じ場所・同じ角度で撮影） 5 設置に関する図面 設置機器、設置場所、箇所数等が確認できる平面図 6 導入する機器の全形、型式、性能等がわかるもの（カタログ等） 	
	事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度納税証明書（法人事業者…法人都民税、個人事業者…特別区民税・都民税） 2 所有する建物の登記簿謄本または固定資産税（建物）納税通知書のコピー （事業所を賃借している場合は賃貸借契約書等） 【個人事業者のみ】 3 保険証の写し
管理組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書 	

LED照明交換などで品数が多くなる場合には、各品名(見積書)にアルファベット等を記入し、その写真と設置予定場所(図面)にも同じアルファベット等を記入ください。**品名(見積書)、写真、設置予定場所(図面)の3点で同一の文字等による照合ができるようにしてください。**手書き可。

導入する省エネ設備がLED照明の場合、次のいずれかの要件が必要です。

ア LED以外の既設照明器具全体が、LED照明器具に置き換えられたものであること。

イ LED以外の既設の照明のうちランプのみLEDランプへ交換する場合には、安全確認報告書(第5号様式の2)により、その安全性が確認できるものであること。


荒川区業者とは、見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内で記載されている業者になります。

問い合わせ先…荒川区環境課 環境推進係 03-3802-3111 内線482・483

令和5年3月15日(水)までに、必ず実績報告書を提出してください。

期日までに書類提出がない場合や不備が補正されない場合は、助成金の交付ができないためご注意ください。

必要書類

共 通	1 実績報告書(5号様式)	【荒川区ホームページ】
	2 領収書の写し	
	3 施工後の写真(施工前と同じ場所・角度で撮影、撮影日を記載)	
	太陽光発電システム モジュールの全枚数と配置、パワーコンディショナーの全形・型式銘板部分が写ったもの	
	家庭用燃料電池(エネファーム) 全形・型式銘板部分が写ったもの	
	家庭用蓄電システム 全形・型式銘板部分が写ったもの	
共 通	高断熱窓への改修 改修した窓の全形が1枚ずつ写ったもの	
	節水トイレへの改修 全形・型式銘板部分が写ったもの	
	宅配ボックス 全形・B Lマーク証紙部分が写ったもの	
	屋上緑化、壁面緑化 全形が写ったもの	
	雨水貯水槽 貯水槽の全形、集水する樋等との接続が写ったもの	
共 通	省エネ診断に基づき導入する省エネ設備 全形が1枚ずつ写ったもの	
	4 助成金請求書兼支払金口座振替依頼書(7号様式) 申請者名義の口座を記載	
共 通	5 該当する助成項目(以下)のみ提出が必要なもの	
	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光...電力会社との電力受給契約の状況が確認できる書類の写し ・V2H...V2H設置場所が電気自動車の使用住所と同一であることを確認できる書類の写し ・省エネ設備...第5号様式の2安全確認報告書(ランプのみをLEDに交換する場合) 	
共 通	6 その他区長が必要と認めるもの(エコ助成担当から依頼のない場合は不要です)	
	個人	
個人	1 助成項目を施工した建物に居住をしていることが確認できるもの 住民票、運転免許証・写真付住民基本台帳カード・マイナンバーカードの写しなど	

助成金を受けた方は、申請等の関係書類を、6年間保存してください。

